

訪問リハビリテーション重要事項説明書

2024年6月1日現在
医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院
訪問リハビリテーション

1. 当事業所が提供するサービスについての営業日及び相談窓口

電話	(077) 573 - 4321	ファックス	(077) 572 - 2858
営業日	月曜日～土曜日	営業時間	8時45分～17時15分
相談窓口	訪問リハビリテーション 担当： 河本 絵里		
その他	・ 営業しない日：日曜日、祝祭日、12月31日～1月3日 ・ ご不明な点は何でもお尋ね下さい。		

2. 当事業所の概要

当事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院 訪問リハビリテーション
所在地	滋賀県大津市真野5丁目1番29号
事業所の指定番号	2510103605
サービスを提供する地域	大津市（北：木戸学区 西：伊香立学区 南：下阪本学区・坂本学区） 守山市 速野学区（洲本町・木浜町・今浜町・水保町）

当事業所の従業員

職種	員数	業務内容	勤務体制
管理者	1名	所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。	兼任
理学療法士	9名	ご利用者の日常生活動作の機能維持に必要な訓練・指導を行う。	兼任
言語聴覚士	1名		兼任
作業療法士	2名		兼任

3. 事業目的及び運営方針

事業目的	要介護者等からの依頼を受け、利用する介護サービスの内容を検討・説明し、訪問リハビリ実施計画書を作成・実行することにより、ご利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように機能訓練を行い、少しでも住み慣れた町で過ごしていただけるよう支援すると同時に介護者の介護負担をできるだけ軽減することを目的とする。
運営方針	ご利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう、その療養生活を支援し心身の機能維持回復を目指す。当法人の理念である「利用者様第一主義のもと、心ある良質の医療と介護」を追求いたします。

4. 訪問リハビリテーションサービスの内容とその提供方法

	内容	提供方法
理学療法	上肢機能維持	肩や肘の可動性・筋力の維持改善を目的とし、食事・更衣動作を行えるよう訓練していきます。利用者様によっては自助具等のアドバイスをし、用具を用いることで日常生活を円滑に行えるように援助していきます。
	下肢機能維持	歩行・立位保持の安定性や円滑性を目標として、筋肉が上手く働くように他動的に促したり、弱った筋肉に対しての筋力増強を行います。また生活の動作に必要な可動域の維持・改善をさせるための訓練を行います。
	座位能力維持	日常生活場面（食事、トイレ等）での座位姿勢の調整や座るために必要な筋力増強、可動域訓練を行っていきます。
	移動動作能力	移動動作を行うために必要な機能（筋力・体力など）に対する改善を図ることで、容易に行えるようにします。また、安全面を配慮した移動動作方法の指導を行います。
	日常生活活動	日常生活での動作（寝返り・起き上がり・立ち上がり・移乗・歩行・食事動作・入浴動作・更衣動作・排泄動作・整容動作等）について方法の検討、指導それに必要な環境整備を行っていきます。
	疼痛改善	変形性関節症や骨折後などの痛みに対して、関節や筋の状態を整え、疼痛の改善をはかります。また生活の中で、痛みの少ない動作方法などを検討、指導していきます。
	呼吸訓練	胸の可動性を改善したり、胸や腹部の筋肉の働きを促したりすることで呼吸が楽に行えるようにしていきます。また、息切れ、呼吸苦がおこらないように動作時の呼吸方法の指導を行います。

言語聴覚療法	言語訓練	言葉の理解、表出ができるような方法を考え、コミュニケーションが図れるようにアドバイスしていきます。
	発声発語器官運動機能訓練	口腔器官機能の筋力増強や発声方法等を考え、言葉の話しやすさの改善を目指してリハビリを行っていきます。
	構音訓練	
	高次脳機能訓練	日常生活場面で高次脳機能障害をいかに軽減させて生活できるかの方法を考えていきます。
	直接的嚥下訓練	覚醒レベルを上げる、口腔器官機能の筋力増強、1口の摂取量の調整、食事形態の変更、姿勢の調整等を行い、食事摂取できるようにリハビリを行っていきます。
	間接的嚥下訓練	
作業療法	上肢機能維持	肩や肘の可動性・筋力の維持改善を目的とし、食事・更衣動作を行えるよう訓練していきます。利用者様によっては自助具等のアドバイスをし、用具を用いることで日常生活を円滑に行えるように援助していきます。
	下肢機能維持	歩行・立位保持の安定性や円滑性を目標として、筋肉が上手く働くように他動的に促したり、弱った筋肉に対しての筋力増強を行います。また生活の動作に必要な可動域の維持・改善をさせるための訓練を行います。
	座位能力維持	日常生活場面（食事、トイレ等）での座位姿勢の調整や座るために必要な筋力増強、可動域訓練を行っていきます。
	移動動作能力	移動動作を行うために必要な機能（筋力・体力など）に対する改善を図ることで、容易に行えるようにします。また、安全面を配慮した移動動作方法の指導を行います。
	日常生活活動	日常生活での動作（寝返り・起き上がり・立ち上がり・移乗・歩行・食事動作・入浴動作・更衣動作・排泄動作・整容動作等）について方法の検討、指導それに必要な環境整備を行っていきます。
	日常関連活動	日常生活に関連した動作（調理・掃除・洗濯などの家事動作、買い物、交通機関の利用など）について方法の検討・指導・それに必要な環境整備を行っていきます。
	余暇活動	興味・動作能力に合わせた手芸活動（編み物・ネット手芸など）や趣味活動の提案・提供を行います。
	自助具練習	動作能力に合わせた自助具の選定・アドバイス・動作練習を行います。

5. 利用料金

利用料：利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額です。

訪問リハビリ	1回 所要時間 20分	308 単位	¥3,249
	(地域区分 5級地 加算割合 10.55 を乗じて算出)		
	同一建物居住の場合×90%	277 単位	¥2,922

・加算

短期集中リハビリテーション実施加算 (退院・退所日又は認定日から3月以内)	200 単位/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (退院・退所日又は認定日から3月以内)	240 単位/日
口腔連携強化加算	50 単位/月
退院時協同指導加算	600 単位/退院時1回のみ
リハサービス提供体制強化加算	6 単位/回

・交通費

前記2の「サービスを提供する地域」にお住まいの方は介護保険適用です。
それ以外の地域の方は、交通費の実費が必要です。

通常実施地域を越えた交通費が必要な地区	交通費
小松学区・葛川学区・唐崎学区	200円
上記を超えた場合	400円
有料道路、有料駐車場を利用した場合	実費料金

6. 料金の支払い時期と支払方法

支払時期	料金が発生する場合、1ヶ月ごとの清算とし、毎月10日頃に前月分の請求を致しますので、月末までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。なお、領収書の紛失時は支払証明書(手数料1ヶ月あたり550円)を発行いたします。
支払方法	口座引落となります。 口座引落が難しい場合は、当事業所担当者までご相談下さい。

7. 利用料、諸費用の滞納について

利用料、その他の費用の支払について、支払期日から3ヶ月以上遅延し、さらに支払の催促から1ヶ月以内にお支払がない場合、契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。

8. サービスの利用方法

サービスの利用開始	まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。
サービスの終了	<p>原則、訪問リハビリ開始から1年で終了とします。それまでに介護支援専門員とご利用者、ご家族、訪問リハビリ担当者で決めた目標に到達した場合、継続の可否を検討します。その結果、サービスを終了する場合があります。</p> <p>また次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。</p> <p>① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合 書面にてお申し出下さればいつでも1週間の予告期間をもって解除できます。</p> <p>② 当事業所の都合でサービスを終了する場合 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了1ヶ月前までに書面で通知するとともに、地域の他事業所を紹介させていただき、訪問リハビリテーションを継続してご利用いただけるよう配慮いたします。</p> <p>③ 自動終了 以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。</p> <ul style="list-style-type: none">・ご利用者が介護保険施設に入所された場合・ご利用者が病院に入院され、退院の目途が立たない場合・ご利用者が要介護認定を受けられなかった場合・ご利用者がお亡くなりになられた場合 <p>④ その他 ご契約者又はご利用者の関係者（親族、同居人、入居施設等）が当院の訪問リハビリテーションスタッフ等に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、書面で通知することにより、直ちにサービスを終了する場合がございます。</p>

9. 秘密保持と個人情報の保護について

事業者及び事業者が使用する者は、当法人の個人情報保護方針に基づき、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取り扱います。正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

あらかじめ、文書によりご利用者の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

10. 事故発生時の対応・損害賠償

サービスの提供により事故が発生した場合、全国健康保険協会・後期高齢者医療広域連合又は、健康保険組合、当該ご利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

加入損害賠償責任保険（社会福祉施設総合保険）
あいおい損害保険株式会社

11. 訪問リハビリテーションサービスに関する相談・要望・苦情等

① お客様相談・要望・苦情担当

訪問リハビリテーションに関する相談・要望・苦情及び訪問リハビリテーション実施計画書に基づいて提供している各サービスについての相談・要望・苦情を承ります。

担当	訪問リハビリテーション 河本 絵里	代表番号(077)573-4321 リハビリ直通 080-2465-0065
相談時間	月～土曜日 : 8時45分～17時15分	

② その他

保険者である滋賀県・大津市・守山市に相談・苦情を伝えることができます。

担当課	滋賀県国民健康保険団体連合会	(077)510-6605
相談時間	月～金曜日 : 9時00分～17時00分	

担当課	大津市健康保険部 介護保険課	(077)528-2753
相談時間	月～金曜日 : 9時00分～17時00分	

担当課	守山市介護保険課	(077)582-1127
相談時間	月～金曜日 : 9時00分～17時00分	

12. 気象警報発令時ならびに災害発生時の訪問中止判断基準について

気象

当日午前9時時点、県内に**暴風警報**が発表されている場合、午前の訪問は中止させていただきます。
当日午後1時時点、県内に**暴風警報**が発表されている場合、午後の訪問は中止させていただきます。

当日午前9時時点、大津市北部又は大津市南部に**特別警報**が発表されている場合、当該地域における午前の訪問は中止させていただきます。

当日午後1時時点、大津市北部又は大津市南部に**特別警報**が発表されている場合、当該地域における午後の訪問は中止させていただきます。

当日午前9時又は午後1時時点、**暴風警報**又は**特別警報**の発表が見込まれる場合、病院の判断により訪問を中止させていただくことがあります。

当日午前9時又は午後1時時点、訪問先の地域において前項に規定する警報は発表されていないが以下のいずれかの状況が発生している場合は、地域の実情に合わせて病院が判断し訪問を中止させていただくことがあります。

- 大雨警報・洪水警報・大雪警報のいずれかが発表されている。
- 土砂災害警戒警報が発表されている。
- 避難情報が発表されている。

地震

大津市において震度5弱以上を観測した場合は、訪問を中止させていただきます。
ただし、ご利用者様の状況に応じて対応を検討させていただきます。

13. その他運営に関する重要事項

① 人権擁護・虐待防止

事業者は、ご利用者の人権擁護、虐待防止等の為、責任者を配置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し研修・委員会開催の機会を確保します。

当事業所において、虐待防止責任者を置き、虐待と思われる事象を発見した場合、市の指導に従い報告義務を負います。

② 非常災害発生時の対応

事業者は、非常災害発生時の際、その事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます。

有事の際は業務継続計画に図り、業務の縮小や一部休止を行う場合もありますが、速やかに業務の再開・継続ができるよう努めます。

③ 暴力団排除

事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の従業員は、暴力団員でないこと、また暴力団員の支配を受けてはならず、当該事業ないしサービスから暴力団を排除します。

14. その他

この重要事項説明書をはじめ契約書は大切に必ず保存してください。

< 重要事項確認書 >

— — — — —
年 月 日

訪問リハビリテーションの提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

本社所在地 大津市真野5丁目1番29号

名 称 医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院 印

説 明 者 大津市真野5丁目1番29号

医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院

訪問リハビリテーション

氏 名 _____ 印

私は、本書面により事業者から訪問リハビリテーションについての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名 _____ 印

身元保証人

住 所

氏 名 _____ 印